

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の172.5」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の札幌市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の札幌市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(理由)

本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の特別職の職員の給与改定を実施するため、本案を提出する。